

■ 提出書類一覧

当社の建設工事等入札等参加資格者の下記登録事項に変更等があった場合は、
下記の届出書に必要書類を添付し提出（郵送または持参）してください。
下記受付は随時行っています。

変更事項	届出書	添付書類		
		「建設工事」の 区分で登録の場合	「コンサル等」の 区分で登録の場合	「その他」※の 区分で登録の場合
本店で登録の場合				※貯水槽清掃等
①商号(名称)	様式1	A	B	C
②組織(法人化、法人格)				
③所在地(営業上)				
④代表者				E
⑤建設業許可種別・区分・番号		D	—	—
⑥電話番号、FAX番号、 電話番号(日中連絡がとれる番号)		なし	なし	なし
⑦メールアドレス				
⑧所在地(登記上) ※営業上の所在地と異なる場合のみ		F	F	F
支店等で登録の場合				
本店の				
⑪商号(名称)	様式1	D	E または F	E または F
⑫組織(法人化、法人格)				
⑬所在地(営業上)				
⑭代表者				
⑮建設業許可種別・区分・番号		D	—	—
⑯所在地(登記上) ※営業上の所在地と異なる場合のみ		F	F	F
⑰実印	様式3	なし	なし	なし
支店の				
⑳商号(名称)	様式1	A	B	C
㉑所在地	と			
㉒受任者(代理人)	様式2			E
㉓電話番号、FAX番号、 電話番号(日中連絡がとれる番号)	様式1	なし	なし	なし
㉔メールアドレス				
㉕使用印	様式3			
共通				
㉖組合員	様式1		G	
㉗会社合併、事業譲渡等	様式1等		H	
㉘登録業種変更申請書	様式4		I	
㉙入札参加資格登録辞退届	様式5		なし	

★ 建設業許可、経営事項審査等の更新後の通知書等(写し)は、提出の必要はありません。
また、登録業種以外の変更事項についても、届出の必要はありません。

【添付書類】

- A: 【変更後の】[大阪府建設工事競争入札参加資格審査結果](#)
- B: 【変更後の】[大阪府測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査結果](#)
- C: 【変更後の】[大阪府入札参加資格者一覧\(委託役務\)](#)
- D: 【変更後の】建設業許可通知書(写し) または 建設業者の詳細情報(国土交通省の建設業者企業情報検索システムでPDF印刷したもの) もしくは 建設業許可変更届出書等(写し)
- E: 【変更後の】各業務の登録証(写し) または 登録証明書等(写し) もしくは 変更届出書等(写し)
- F: 【変更後の】商業登記簿謄本〔履歴事項全部証明書〕(写し)
- G: 【変更後の】組合員名簿
- H: 合併、事業譲渡等の内容を記した書類(写し)とそれに伴う変更事項で必要な上記書類
- I: 変更後の業種が登録されている
《最新の》[大阪府競争入札参加資格審査結果](#)または[大阪府入札参加資格者一覧\(委託役務\)](#)

【書類様式】

	押印
・様式1： 登録事項変更届	不要
・様式2： 使用印鑑届兼委任状 【支店等で登録業者使用】	必要
・様式3： 登録印鑑変更届	必要
・様式4： 登録業種変更申請書	必要
・様式5： 入札参加資格登録辞退届	必要
・様式6： 使用印鑑届 【本店で登録業者:契約時使用】	必要

● 変更届等の提出方法 … 郵送または持参

【提出先】 〒541-0042
大阪市中央区今橋2-3-21 藤浪ビル5階
大阪府住宅供給公社 契約グループ

〔持参の場合 受付時間〕

・平日 午前9時～12時、午後1時～5時

※土・日曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3)は受け付けておりません。

【注意事項】

1. 当公社の入札参加資格登録は、大阪府の登録を資格要件としており、当公社での本支店登録の内容は、大阪府の本支店登録と同一としていますので、大阪府の変更手続きを先行してください。大阪府の登録変更確認後、当公社への変更手続きをお願いします。

2. 使用印鑑届について**本店で登録の場合**

令和6年度定期申請より「使用印鑑届」は、申請時に提出の必要はありません。

また変更されても届出書の提出は必要ありません。

契約書類、請求書類等に実印を使用しない場合は、契約時に「使用印鑑届」の提出、併せて、印鑑証明書を提示いただきます。

(契約書類、請求書類等に実印を使用する場合は、契約時に印鑑証明書を提示いただきます。)

支店等で登録の場合

令和6年度定期申請より「使用印鑑届兼委任状」は、申請時に提出いただいております。

実印または使用印を変更された場合は、「登録印鑑変更届」(様式3)を提出してください。

また契約時に印鑑証明書を提示いただきます。

3. 登録業種の変更は、1年度間に1回限りです。

ただし、指名後及び一般競争入札参加後の業種変更は、当該年度中はできません。

4. 登録業種変更後の電子入札参加は、業種変更認定発効日以降の公告分からとなります。

業種変更認定発効日は、申請者宛にFAX送信する審査結果で確認してください。

5. 建設業許可、経営事項審査等の更新後の通知書等(写し)は、提出の必要はありません。

また登録業種・業務以外の変更事項については、届出の必要はありません。

6. 「登録事項変更届」(様式1)のフリガナの記入は、新商号(名称)、代表者、受任者(代理人)のみ記入ください。

7. 入札参加資格者名簿は年2回の更新予定です。(2月、7月の各下旬)

そのため変更内容が名簿に反映されていない場合があります。

(更新、掲載する名簿には、前月までに受付の変更内容を反映させる予定です。)